

# 貸付決定後の提出書類及び手続き等について

## 1. 貸付決定通知を受けたとき

### ①借用証書等の提出

提出先・・・申請書を提出した事務委託機関

添付書類

・委任状・・・別紙様式

・貸付申請者、連帯債務者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

### ②林業・木材産業改善資金専用口座の開設と通帳のコピーの提出

林業・木材産業改善資金専用の口座を開設し、通帳のコピーを提出して下さい。

## 2. 資金の交付

資金の交付は、借受者に対して事務委託機関（県森連または県木連）を通じて、林業・木材産業改善資金専用口座への口座振替により行います。

## 3. 資金を受領したとき

### ①事業の着工

事業の着工（機械等の設置にあつては当該機械等の据え付け、購入にあつてはその搬入（納品）、施設等の工事にあつては当該工事の開始）は、資金の交付を受けてから行って下さい。

※ 資金の受領日前に事業を着工した場合は、期限前償還となります。さらに場合によっては違約金の支払いを命ずることがあります。

※ 事前着工の承認を受けた場合を除く。

### ②事業の完了（事業費の支払い）

資金の交付後3ヶ月以内に事業を完了することとなっています。

事業費の支払いは、専用口座に自己資金（自己資金がある場合）を入金した上で、相手方の口座へ振替送金して下さい。

## 4. 事業が完了したとき

### ①事業実施報告書等の提出

提出先・・・申請書を提出した事務委託機関

提出期限・・・事業完了後すみやかに（事業完了後30日以内に、事務委託機関、農林振興事務所を經由して県へ提出する必要があります。）

添付書類

・金融機関から総事業費を振り込んだ振込受付書の写し又は領収証の写し

・契約書、納品書及び請求書等の写し

・林業・木材産業改善資金専用口座から総事業費が支払われた通帳の写し

・自己資金分が約束手形の場合は、手形決済日がわかる当座取引明細書の写し

・施設の設置の場合は建物登記簿謄本

・完了写真（現地又は現物）

・自動車検査証のあるものについてはその写し

## 5. 償還が完了するまで

・農林振興事務所による貸付確認調査（目的外使用や処分がされていないか等の確認）を毎年度受けていただくことが必要です。

・人員輸送車の借受人は、貸付決定通知時に連絡した期間の自動車運転日誌の提出が必要です。

・事業の実施内容及び収支の状況等経理内容を明確にするための帳簿等を整理して下さい。

・人員輸送車・クレーン付作業車等は運転日誌、その他の機械・施設等は作業日報を作成して下さい。

・各種書類原本は償還が完了するまで必ず保管して下さい。